

パネルディスカッション 「関係機関との連携の『これまで』と『これから』」

パネリスト：いばらき被害者支援センター理事、NNVS認定コーディネーター、臨床心理士 森田 ひろみさん
 埼玉県県民生活部防犯・交通安全課主幹 川村 政生さん
 弁護士、千葉県弁護士会犯罪被害に関する委員会委員長、みどり総合法律事務所 伊東 秀彦さん
 警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室室長 丸山 彰久さん
 コーディネーター：京都犯罪被害者支援センター副理事長、同志社大学法学部教授 川本 哲郎さん

コーディネーターの川本さんは、犯罪被害者支援における関係機関の連携の重要性について、5年前や昨年のフォーラムでもテーマに取り上げていることなどを示しながら「このパネルディスカッションでは、これまで連携がどんな形で行われてきたか、民間支援団体、弁護士、行政、警察とそれぞれの立場から報告していただき、これからの課題や展望を探っていきたい」と提起した。

いばらき被害者支援センターの森田さんは、民間支援団体である全国48支援センターの支援状況を紹介し、関係機関との連携では、これまで直接的支援の多くが裁判・司法関連で、警察、検察、裁判所、弁護士、法テラス等との連携が密になっているが、最近は日常生活を支える支援が増え、行政機関、医療機関や地域コミュニティとの連携が不可欠と指摘した。そのうえで、よりよい連携には支援センターが被害者・家族に関係機関を紹介するだけでなく、まず被害者と信頼関係を築き「信頼できるセンターが紹介してくれた機関だから信用できる」という風に「信頼のバトンをつなぐ」役割と、関係機関の多様な情報や専門用語を整理・説明するなどして、「被害者の決定を支える役割」が重要と強調した。

弁護士の伊東さんはご自身も兄を強盗殺人事件で亡くした被害者遺族の一人として、弁護士による被害者支援がこれまでの裁判を中心とした法的支援から、民事訴訟や示談交渉、マスコミ対応などに広がっている現状を報告した。ただ、弁護士の役割が行政機関や一般市民に十分には知られていないため「利用や連携が進まないおそれがある」と指摘するとともに、弁護士の側も生活支援については知識やパイプに乏しいこと、多くの自治体は被害者支援の体制が不十分なことなどを挙げ、総合的で重厚な支援の実現には、関係機関が相互理解を深め「いつでも、どこでも、何でもつながることができる関係の構築を」と述べた。

埼玉県で被害者支援にあたる川村さんは、県と県警、埼玉犯罪被害者援助センターを同じビルのワンフロアに集めた「彩(さい)の国犯罪被害者ワンストップ支援センター」を紹介。情報共有や支援のすり合わせなど三者のスムーズな連携で被害者のニーズに沿った支援を進めている実情を示した。また、今年3月30日に施行された埼玉県犯罪被害者等

支援条例で「支援の推進体制の整備」が条文化されたのを受け、関係機関の連携や市町村窓口の充実策など具体的な取り組みについて説明した。今後の連携としては「家事支援など日常生活の支援には、そのスキルを持っている社会福祉協議会に働き掛けたい」と新たな連携先にも言及した。

警察庁の丸山さんは、連携の一つの形として犯罪被害者等早期援助団体である各支援センターへの警察からの情報提供が平成29年度に全国で1200件にのぼることを報告。また被害者等が医療や福祉・行政などの関係機関を利用する際の各種公費負担制度による支援や、警察庁が行った調査結果に基づき、医療負担で利用できる制度など関係機関の必要な情報を被害者等に届ける冊子作りの試行について紹介するとともに、警察本部、警察署単位に関係機関・団体が連携・協力する「被害者支援連絡協議会」を設置し「地域ネットワークをつくって被害者支援を推進している」と連携強化の方向を示した。

これらの発言を受け、川本さんは「連携がここまで進んできたのは皆さんの努力のおかげだが、完成にはまだまだ遠い。問題は、連携機関の数が増えると密度が薄くなり、なかなか詰めた議論ができなくなる。かといって少数では広がりやを欠く。どのように被害者のニーズに沿った質の高い支援、途切れのない支援に結びつけるか、そのためにどう工夫していくか、これからの課題だが、やはりキーワードが連携であることを心に留め、支援の充実に努めていただきたい」と結んだ。

各機関の現状とこれからの連携に必要なことを議論したパネルディスカッション